

## 障害者計画の改定について（案）

## 1 改定の基本的考え方

## (1) 改定の方向性

障害者自立支援法第87条（国の基本指針）及び同法第88条（市町村障害福祉計画）の規定を踏まえて検討する。

## (2) 障害者計画の法的性格

- ア 障害者基本法第9条第3項に定める市町村障害者計画
- イ 障害者自立支援法第88条に定める市町村障害福祉計画

## (3) 改正にあたっての留意点

- ア 国の基本指針（今年度改定予定・時期未定）に即すること
- イ 他の分野別計画との整合
- ウ 障害者（児）実態調査から抽出された課題を踏まえる

## (4) 障害者計画の構成

- ア 改定に当たって（改定の背景と趣旨、検討体制、構成、計画期間、進行管理）
- イ 計画の考え方（基本理念、基本目標）
- ウ 現状と課題（障害者・障害児の現状、実態調査結果と課題）
- エ 計画事業と目標（計画の目標、基本的考え方、計画の体系、計画事業）

## (5) 計画期間

平成21年度から平成23年度の3年間とする。

## 2 検討スケジュール

	地域福祉推進協議会	障害者部会	内 容
5月15日	第1回協議会		検討方針の確認、部会への下命
5月21日		第1回部会	調査報告、計画の考え方、現状
6月中旬		第2回部会	課題の整理
7月上旬		第3回部会	課題の整理、基本的考え方、計画体系図
9月上旬	第2回協議会		中間集約を検討
9月下旬		第4回部会	計画事業、「中間まとめ」の検討
10月中旬	（「中間まとめ」の調製）		
11月中旬	第3回協議会		「中間まとめ」の検討
11月中旬	パブリックコメント募集		
12月下旬		第5回部会	区民意見を受けた最終案検討
1月中旬		第6回部会	計画最終案の決定
3月中旬	第4回協議会		「最終案」を報告

# 第1章 障害者計画の改定に当たって

## 1 計画改定の背景と趣旨

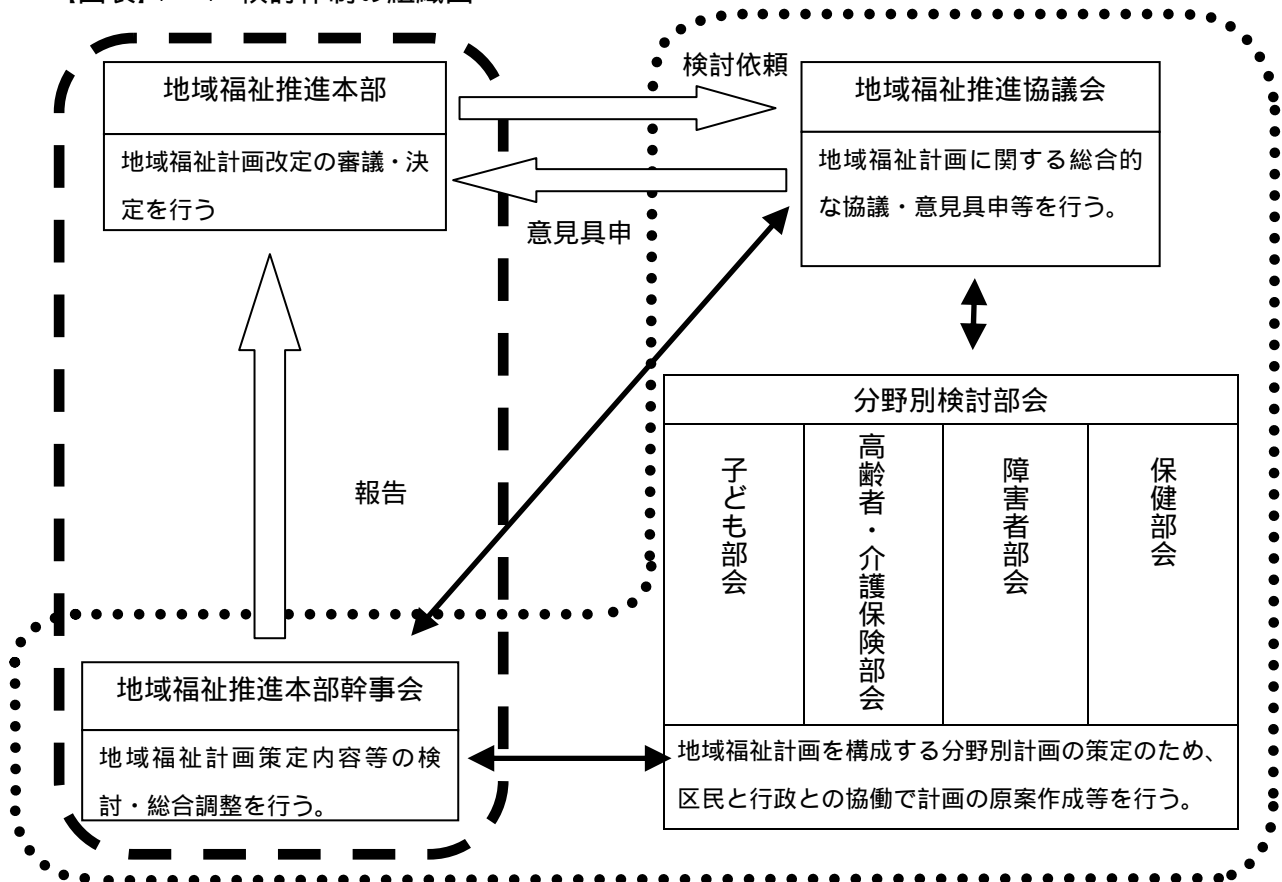
障害者保健福祉施策は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを選択し、契約によって利用する制度となっています。

障害者自立支援法第88条では、市町村は国が定めた基本指針に即して障害福祉計画を定めるものとしています。そこで、本区では平成18年度から20年度までを計画期間として、文京区地域福祉計画の分野別計画の一つとして、同法による障害福祉計画を包括した障害者計画を策定しました。

先に策定した地域福祉計画及び障害者計画の計画期間の終了に伴い、平成20年度に見直しに取り組み、新たに障害者計画を策定しました。

## 2 計画改定の検討体制

【図表】1-1 検討体制の組織図



### 3 計画の構成

地域福祉計画全体の構成は【図表】1 - 2のとおりです。計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標等の総論部分は全分野に共通で障害者（児）を対象とする計画部分が本計画の固有部分となります。

本計画は、地域福祉計画の中の障害者計画の改定版であると同時に、障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」、及び障害者自立支援法第88条に基づく「障害福祉計画」としての性格も有しています。

【図表】1 - 2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と重点課題	・地域特性等				
	・子ども	・高齢者 ・介護保険	・障害者（児）	・地域保健医療	・地域福祉
分野別計画	子育て支援計画 次世代育成支援行動計画  21年度策定予定	高齢者介護保険事業計画	障害者計画（障害福祉計画）	保健計画	地域福祉の推進

### 4 計画の期間

本計画は平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とし、平成23年度に見直しを行います。

## 5 計画の進行管理

進捗状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。

地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。

区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。

## 第2章 計画の考え方

### 1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーション\*の理念に基づき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

(4) 区民参画及び協働の推進

区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主体的に参画し、協働することを推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

### 2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。

---

ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またはその考え方。

### 第3章 現状と課題

#### 1 障害者・障害児の現状

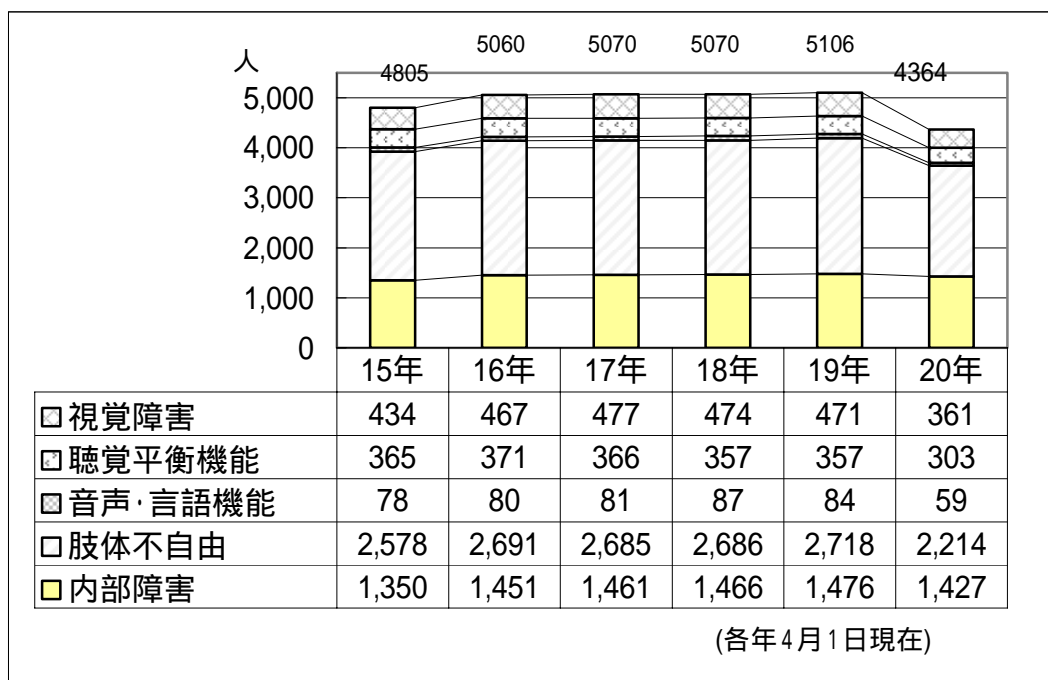
本区の障害者、障害児の数は、平成20年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,364人、愛の手帳所持者（知的障害者）が688人、精神障害者保健福祉手帳所持者が551人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.4%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の66.9%を占めています。

身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の51.5%で約半数を占めています。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.8%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

愛の手帳所持者数を5年前の平成15年と比較すると17.6%の増加となっています。愛の手帳では、数、割合とも2度と4度の増加が顕著です（2度は32名、18%増。4度は61名、13.2%増）。愛の手帳所持者のうち、1・2度の手帳所持者の割合は、全体の33.1%であり、5年前の33.3%からほぼ横ばいで推移しています。

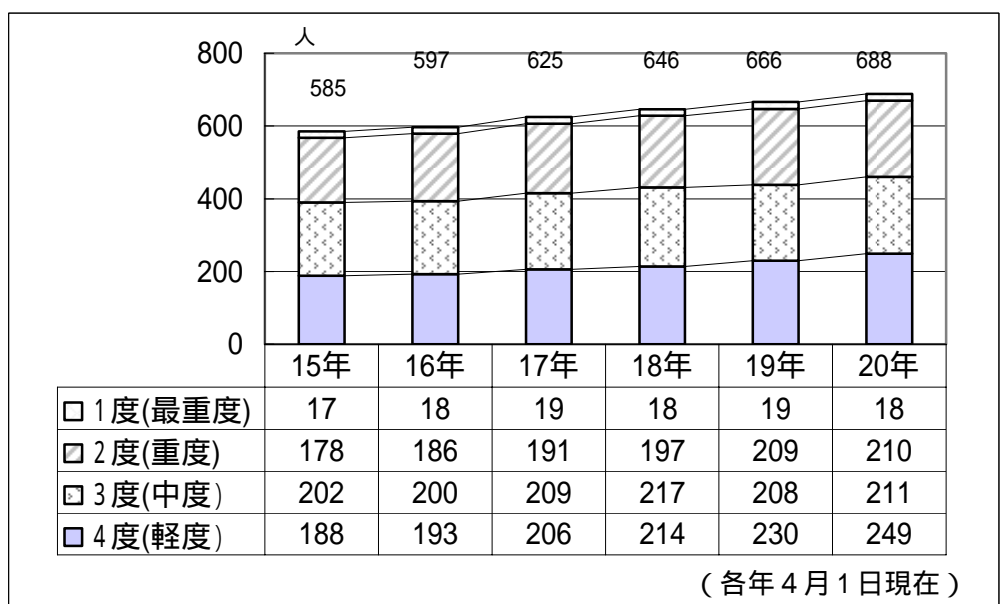
精神障害者保健福祉手帳所持者を平成17年と比較すると、10.0%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成20年4月1日現在1,286人で、6年前の精神保健福祉法による通院医療費公費負担制度の利用者（1,010人）と比較すると27.3%の増加となっています。

【図表】3 - 1 身体障害者手帳所持者数の推移

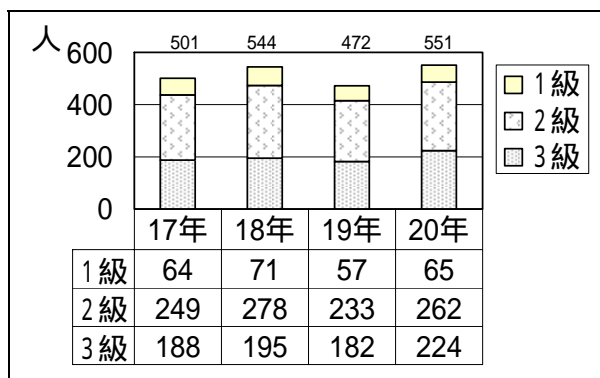


注)身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼働に伴い住民基本台帳のデータにより算出した。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていた。

【図表】3 - 2 愛の手帳所持者数の推移



【図表】3 - 3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年4月1日)

平成20年4月1日現在の施設への入所者は、下表のとおりとなっています。

【図表】3 - 4 更生施設等入所者数(平成20年4月1日現在)

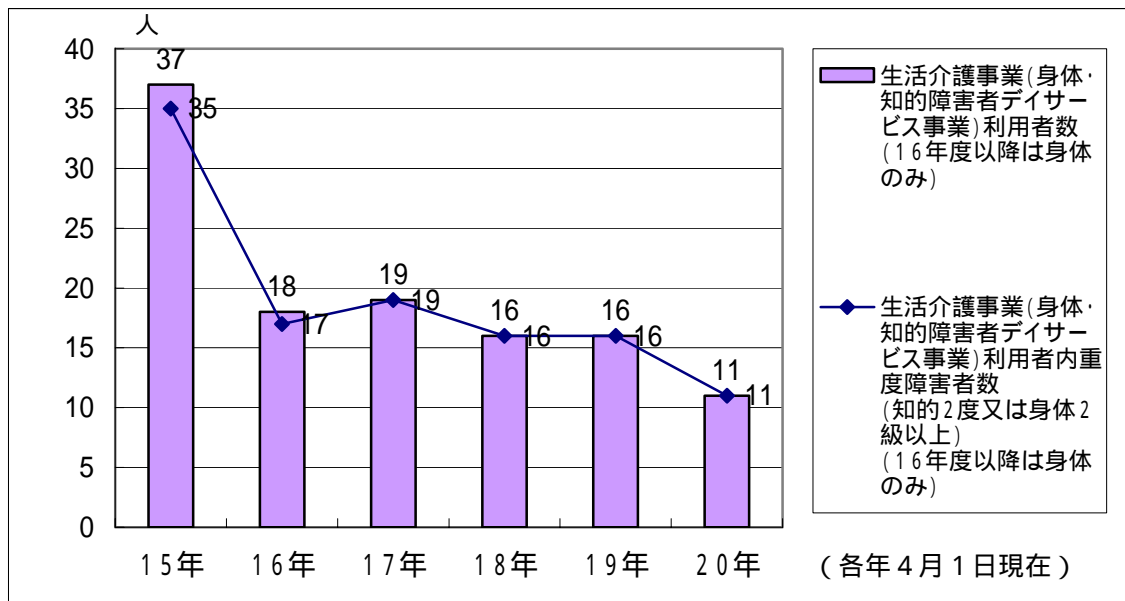
		都内	都外	合計
身体障害者	更生施設	5人	2人	7人
	授産施設	4人	0人	4人
	療護施設	2人	5人	7人
	計	11人	7人	18人
知的障害者	更生施設	33人	56人	89人
	授産施設	5人	2人	7人
	通 勤 寮	1人	0人	1人
	計	39人	58人	97人

文京福祉センターでは平成15年度から支援費制度に基づく身体・知的障害者デイサービス事業を実施してきましたが、平成16年度に知的障害者デイサービス事業を本郷福祉センターに移管し、また平成18年10月から障害者自立支援法が本格実施され、これに基づく生活介護事業として実施しています。平成17年度以降、重度化率(身体2級以上)は100%となっています。

また、平成20年4月から文京区重症心身障害児(者)通所事業(東京都より委託。文京福祉センターにて実施)に5名が移行しています。



【図表】3 - 5 文京福祉センター障害者デイサービス事業及び生活介護事業利用者数の推移



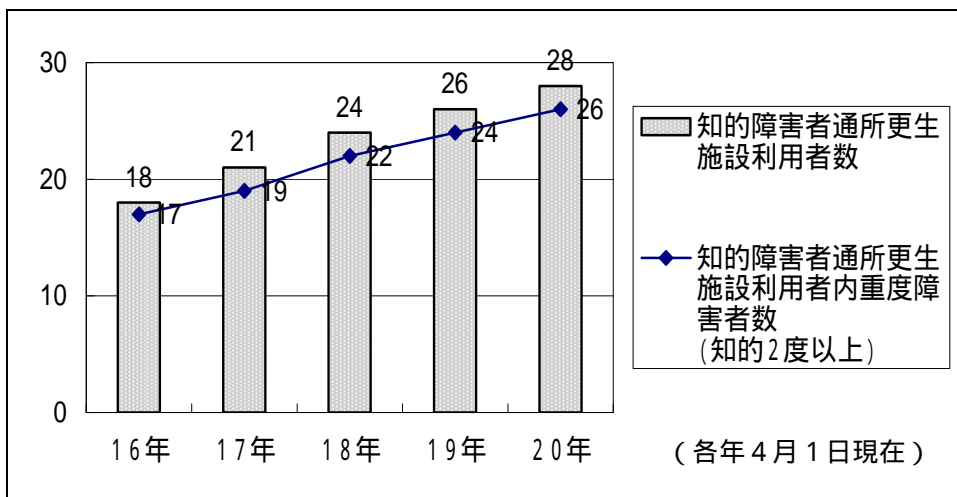
注1) 平成16年度から知的障害者は本郷福祉センターの通所更生施設へ移行

注2) 平成18年度から身体障害者デイサービス事業が生活介護事業へ移行

注3) 平成20年度から生活介護事業利用者5名が文京区重症心身障害児(者)通所事業へ移行

平成16年度に知的障害者通所更生施設である本郷福祉センターを開設した。通所により、生活指導、作業訓練等を行っています。開設から利用者数は漸増し、平成16年度と比べて10名の増加となっています。

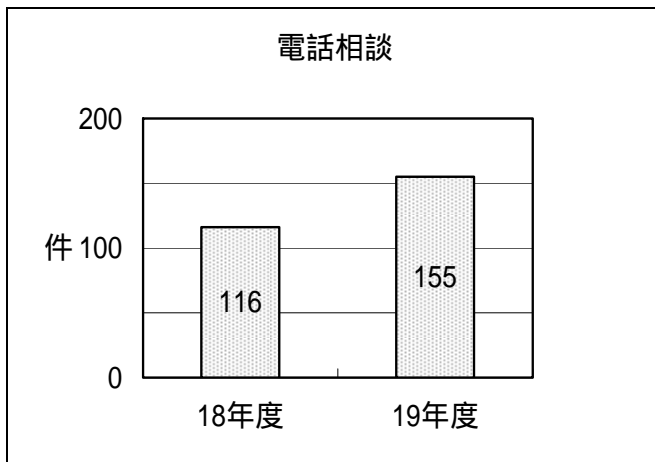
【図表】3 - 6 本郷福祉センター知的障害者通所更生施設利用者数の推移



療育相談の件数は、平成19年度、電話相談が155件、新規相談が87件となっています。保健サービスセンターや保育園からの相談を中心に相談件数が増えています。新規相談を主訴別で見るとことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

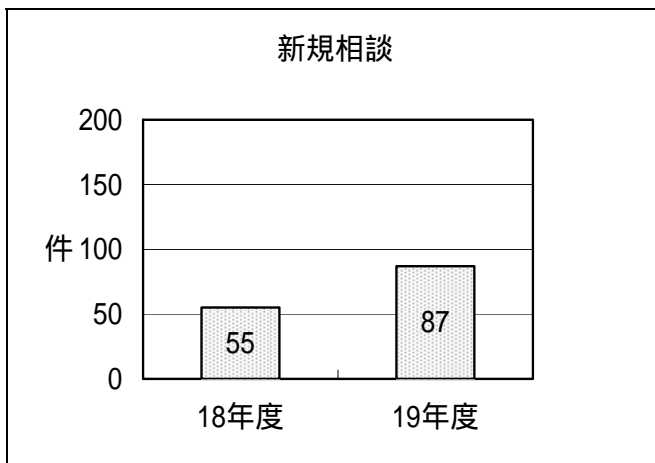
【図表】3 - 7 - 1 電話相談（随時受付）

電話相談等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他の機関を紹介することもあります。

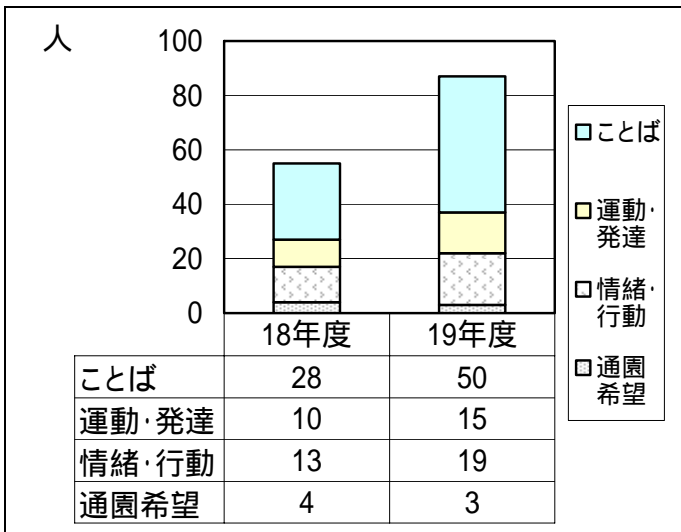


【図表】3 - 7 - 2 新規相談（面接による相談・予約受付）

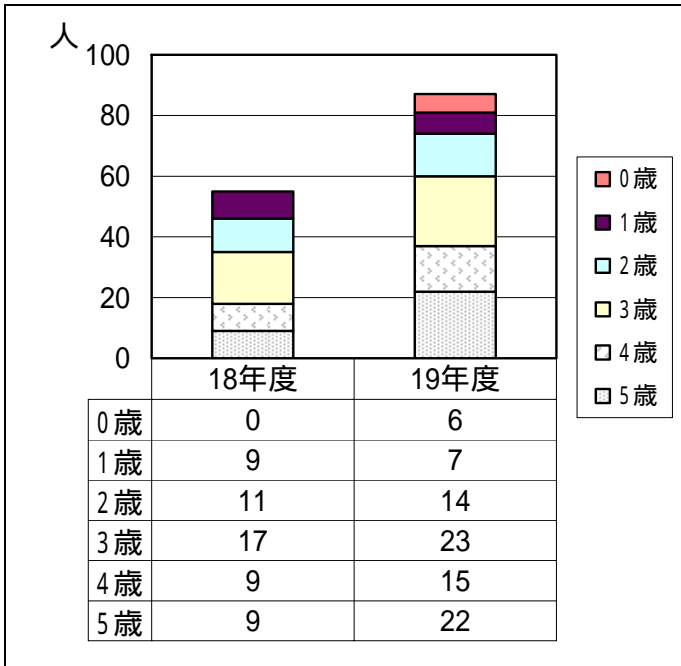
発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。



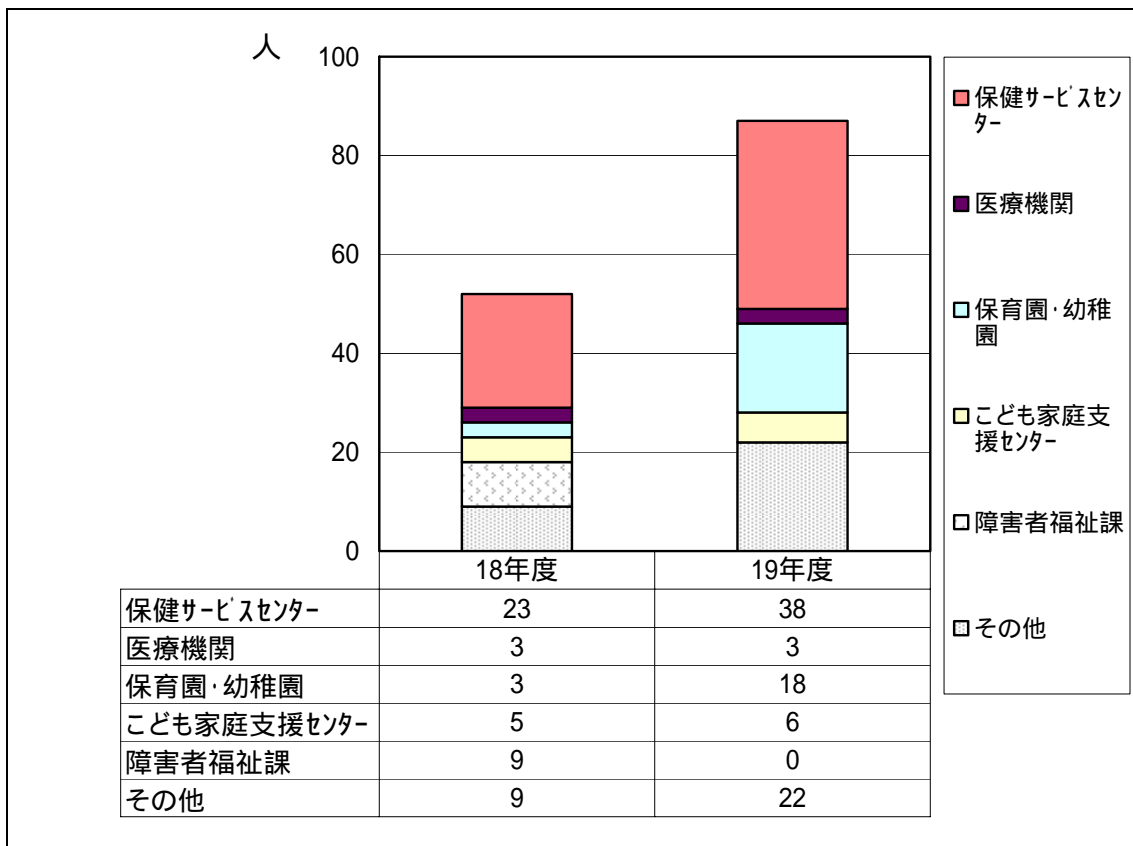
【図表】 3 - 7 - 3 面接による新規相談（主訴別）



【図表】 3 - 7 - 4 面接による新規相談（年齢別）



【図表】 3 - 7 - 5 面接による新規相談（紹介経由別）



文京福祉センターの児童デイサービス事業への通所児童数は、平成20年4月1日現在25人（一日あたりの定員22人）となっています。療育相談における継続相談件数の増加に伴い、通所が必要な児童の増加が見込まれます。